



埼玉県報

第 595 号
令和 7 年 (2025 年)
2 月 28 日
金曜日

目 次

規則

- あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）
- 射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則等の一部を改正する規則（保安課）

管理規程

- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定(障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退(障害者福祉推進課)
- 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分(建設管理課)
- 指定納付受託者の指定(出納総務課)
- 狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 県道柿木町蒲生線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)

規 則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第十六号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第七号までの規定中「㊦㊧㊨」を「㊧㊨㊩」に改め、「㊰」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第 1 号

射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則等の一部を改正する規則

(射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則の一部改正)

第 1 条 射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則（昭和53年埼玉県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

(教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部改正)

第 2 条 教習資格認定証の有効期間を定める規則（昭和55年埼玉県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第26条第 2 項」を「第33条第 2 項」に改める。

(芸能の公演及び博覧会その他これに類する催しにおける銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則の一部改正)

第 3 条 芸能の公演及び博覧会その他これに類する催しにおける銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則（平成 4 年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則の一部改正)

第 4 条 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「第 8 条第 3 号」を「第11条第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年二月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合においては、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第三条、第四条、第五条及び前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部改正）

2 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項を削り、第四項を第五項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

告 示

埼玉県告示第百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みやはらクリニッ ク	宮原 庸介	深谷市上原一〇四四―二	令和七年一月 一日
埼玉草加透析クリ ニック	医療法人埼玉会	草加市松原二―一―三	令和七年二月 一日
Le Monこども クリニック	医療法人慈公会	蕨市錦町六―四―二六レジデ ンス北戸田一F	令和七年二月 一日
久喜リウマチクリ ニック	医療法人詩朋会	久喜市久喜中央四―九―一 イトーヨーカドー久喜店五 階	令和七年一月 一日
扶顛堂たかぎクリ ニック	医療法人扶顛堂	久喜市下清久三九五―一	令和七年一月 一日
みずほ在宅医療	医療法人ルカ会	富士見市東みずほ台一―九― 二七―二階	令和七年一月 一日

依田歯科医院	依田 顕	久喜市上内字宿一一七七―三	令和七年二月一日
うらべ歯科医院	阿部 智美	桶川市下日出谷八四八―五	令和七年一月一日
さくら歯科医院	上田 康弘	草加市金明町四五〇―四プリムロード一F	令和六年十二月十五日
藤野木歯科医院	辻 寛幸	深谷市藤野木九九―一	令和七年一月一日
医療法人社団英佳会 野口歯科クリニック	医療法人社団英佳会	春日部市牛島一五六八	令和七年一月一日
ブレイブ薬局 蕨店	株式会社コミュニケーションメディアカル	蕨市中央三―一九―七SAN I T A S W A R A B I 一階	令和七年一月一日
あいしん訪問看護ステーション	合同会社ライトハウス	八潮市八潮二―七―三三	令和七年二月一日
コンパス訪問看護南栗橋	株式会社MAM O R U	久喜市南栗橋一―一―五川村ビル一階	令和七年二月一日
訪問看護ステーション sugao	すがお株式会社	鶴ヶ島市藤金一一六―九三	令和七年一月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		施 術 所	指 定 年 月 日
名	称	所 在 地			
松橋 正志	成田あん摩マッ サージ鍼灸治療 院	熊谷市上之八四五―七	令和七年一月 九日		
前多 久美	ゆき訪問マッサ ージ	東京都国分寺市東元町三― 一九―四〇―一〇七	令和七年一月 一日		
村上 未怜	あさひマッサー ジ治療院	東京都板橋区成増三―一七 ―一四ヴィレッジ成丘二〇 二	令和六年十二 月二十六日		
堀内 典子	らいふ株式会社 らいふ鍼灸マッ サージ治療院	久喜市下早見一六七―二	令和七年一月 二十九日		
白杵 虎大 朗	ハートフル鍼灸 マッサージ院 久喜	久喜市本町三―三―三四― 三〇二	令和七年一月 十日		

告 示

埼玉県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
アイン薬局 新座店	名 称	はなまる薬局 新座店	アイン薬局 新座店
アイン薬局 金山店	名 称	はなまる薬局 金山店	アイン薬局 金山店
訪問看護ステーションリハロー	所 在 地	所沢市緑町四―九―四 桐華マンション一〇一三	所沢市金山町一二―一
リプラス訪問看護ステーション熊谷	名 称	訪問看護ふくしのまち熊谷	リプラス訪問看護ステーション熊谷
	開設者名称	株式会社 福祉の街	セントケア・Replu株式会社

二 指定施術機関

氏名	清水 聡司		根本 悠希		野口 綾乃	金子 康之		小林 寛之
変更事項	施術所		施術所		施術所	施術所		施術所
	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称
変更前	所沢市小手指町二― 一三―五小手指サン ハイツ一〇三	有限会社小澤接骨院	東京都大田区北嶺町 三四―一	鍼灸院 おんたけ	茨城県古河市鴻巣九 四―六	(追加)	(追加)	訪問マッサージ 誠
変更後	所沢市林三―五七一 ―一〇四	しみず鍼灸マッサージ	千葉県松戸市常盤平 五―一二―一五―一 〇一	ともしび鍼灸院	茨城県古河市長谷町 三四―一〇木塚ビル 一〇一	鴻巣市生出塚二―一 八―一 二階	こうのす共生訪問マッ サージ	小林 寛之

告 示

埼玉県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
はしもと整形・形成外科	鴻巣市登戸一一七一	令和六年十二月十五日
原医院	比企郡小川町大字大塚八六	令和六年十二月二十六日
扶顛堂たかぎクリニック	久喜市下清久二七〇一一	令和六年十二月三十一日
久喜リウマチクリニック	久喜市久喜中央四一九一一イトーヨーカドー五F	令和六年十二月三十一日
中山内科医院	所沢市東狭山ヶ丘三三七一三―三六	令和六年十二月二十七日
みやはらクリニック	深谷市上原一〇四四―二	令和六年十二月三十一日
社会福祉法人 ゆずの木 陣屋クリニック	新座市野火止一―一九―一五	令和六年十一月三十日

うらべ歯科医院	さくら歯科医院	藤野木歯科医院	菅井歯科医院	野口歯科クリニック	江口歯科クリニック	医療法人社団 相栄会 かぞマインデンタルクリニック	林歯科医院	みずほ在宅医療	吉川耳鼻咽喉科クリニック	一般社団法人敬愛会 MCP新座クリニック
桶川市下日出谷八四八―五	草加市金明町二五五―一信用第一ビル二F	深谷市藤野木九九―一	狭山市南入曽四五六―二	春日部市牛島一五六八	東松山市大字宮鼻一〇一四―三	加須市中央一―一―一五東武ストアかぞマイン店三階	久喜市吉羽三―一―一五	F 富士見市東みずほ台一―九―二七―二	吉川市保一―二九―一二	新座市馬場一―二―三三SCコーポレ ーション一階
令和六年十二月三十一日	令和六年十二月十四日	令和六年十二月三十一日	令和七年一月五日	令和六年十二月三十一日	令和六年十二月二十日	令和六年十二月二十一日	令和六年十二月二十四日	令和六年十二月三十一日	令和六年十一月三十日	令和七年一月八日

ウエルシア薬局 行田持田店	行田市持田一〇一五	令和六年十二月三十一日
スギ薬局 飯能店	飯能市岩沢二七七一	令和六年十一月三十日
ブレイブ薬局 蕨店	蕨市中央三一九一七SANTAS WARABI一階	令和六年十二月三十一日
高橋薬局	坂戸市千代田一〇一八一一	令和六年十一月二十一日
団地薬局	三郷市彦成三〇七一六四	令和七年一月九日
スギ薬局 東みずほ台店	富士見市東みずほ台二〇六四	令和六年十一月三十日
爽やか薬局・北本店	北本市中央二〇六二	令和六年十月十一日
ウエルシア薬局秩父 小鹿野店	秩父郡小鹿野町小鹿野一九七九	令和六年十二月三十一日
ウエルシア薬局越生 店	入間郡越生町越生東二〇六一二	令和六年十二月三十一日
稲垣薬局 東松山店	東松山市松山一八二五三	令和六年十二月二十七日

二 指定施術機関

氏 名	矢島 幸紀
住所	
施 術 所	あかり接骨院
所在地	東京都中野区弥生町 二―三〇―一四秋山ビ ル一〇一
廃止年月日	令和六年十二月三 十一日

告 示

埼玉県告示第百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
所沢きたの歯科	所沢市喜多町八―六	令和七年二月二十八日

告 示

埼玉県告示第百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
板倉歯科医院	所沢市宮本町二丁目二〇―三	令和七年一月一日

告 示

埼玉県告示第百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日
富士薬局 喜沢店		戸田市喜沢一 ―二八―三九		コア・ファーマシー株式会社		居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	令和六年十二月一日
あずまりウマ チ・内科クリニ ック		狭山市入間川 一―三―二ス カイテラス商 業施設棟三F		医療法人リウ マチ謙恵会		居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	令和六年四月一日
				訪問看護		訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
						居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	

告 示

埼玉県告示第百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
アイン薬局 金山店	事業所名	はなまる薬局 金山店	アイン薬局 金山店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局 新座店	事業所名	はなまる薬局 新座店	アイン薬局 新座店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

告
示

埼玉県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

富家在宅リハビリテーションセンター					有料老人ホーム さいたま妙松苑		名称
ふじみ野市亀久保一八三九―四					加須市志多見二 三三四―五		所在地
介護予防 管理指導	介護予防訪問リハ ビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテー ション	訪問看護	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護	サービスの種類
平成十八年四月二 日					令和六年三月三十 一日		廃止年月日

告 示

埼玉県告示第百二十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

眞壁 健一	古味 優季	長井 良昭	船山 いずみ	森 秀暁	医師の氏名
視覚障害	視覚障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	指定障害区分
眼科	眼科	呼吸器内科	人工透析科	心臓血管外科	診療科名
ところざわ日吉町眼科	日本赤十字社 深谷赤十字病院	埼玉医科大学病院	医療法人社団彩優会 栗橋病院	医療法人社団博翔会 桃泉園北本病院	医療機関の名称
所沢市日吉町十八ー四	深谷市上柴町西五ー八 ー一	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	埼玉県久喜市小右衛門 七百十四ー六	北本市深井三ー七十五	医療機関の所在地
令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年一月十七日	令和六年十二月一日	令和六年十月一日	指定年月日

神代 由紀	荻野 隆史	安達 憲一郎	西山 秀徳	尾立 樹一郎
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして機械障害	音声・言語機能障害、そして機械障害、肢体不自由
内科	内科	外科	耳鼻咽喉科	脳神経内科
医療法人寿鶴会 菅野病院	本庄早稲田クリニック	医療法人社団埼玉会 影森クリニック	独立行政法人国立病院 機構埼玉病院	埼玉医科大学国際医療 センター
和光市本町二十八―三	本庄市早稲田の杜三― 十四―五	秩父市下影森九百三十 九―二一階	和光市諏訪二―一	日高市山根千三百九十 七―一
令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日

野口 悦孝	滝島 茂	高木 洋介	木崎 健	姜 昌林
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
脳神経外科	小児科	総合内科、整形 外科	リハビリテーシ ョン科	総合内科、救急 科
医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	草加市立病院	医療法人 後谷診療所	医療法人啓仁会 平成 の森・川島病院	本町在宅クリニック
三郷市中央四―五―一	草加市草加二―二十一 ―一	八潮市南後谷七百五十 ―一	比企郡川島町畑中四百 七十八―一	久喜市本町三―十六― 二十三
令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日

小林 慎一郎	渡邊 充	山崎 隆仁	飯田 和章	橋本 ばく
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
整形外科	脳神経外科	整形外科	整形外科	内科
とだ小林医院	埼玉県総合リハビリテーションセンター	医療法人社団昭明会 吉川整形外科	医療法人 はんだ整形外科	医療法人啓仁会 平成の森・川島病院
戸田市喜沢一―二十七―十	上尾市西貝塚百四十八―一	吉川市中央一―十五―二十	鶴ヶ島市新町二―二十一―十二	比企郡川島町畑中四百七十八―一
令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日

湯地 大輔	三宅 隆之	崔 正哉	飯田 健太	矢澤 聰
心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害、じん臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由
循環器科	循環器内科	内科、循環器、循環器内科	循環器科	内科
医療法人同愛会 熊谷外科病院	医療法人社団桜友会 所沢ハートセンター	医療法人社団宏仁会 小川病院	医療法人社団明雄会 北所沢病院	医療法人慶聰会 矢澤クリニック北本
熊谷市佐谷田三千八百一十一	所沢市上新井二一六十一	比企郡小川町原川二百五	所沢市下富千二百七十一	北本市北本一五十一 マツヤビル二階C号室
令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日

江浦 瑠美子	五十嵐 匠	吉田 祐樹	古賀 健史	石井 洋輝
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害
泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科	小児科	腎臓内科
社会医療法人財団石心会 さやま総合クリニック	医療法人徳洲会 羽生総合病院	社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	社会医療法人 熊谷総合病院	社会医療法人壮幸会 行田総合病院
狭山市入間川四―十五―二十五	羽生市下岩瀬四百四十六	久喜市上早見四百十八―一	熊谷市中西四―五―一	行田市持田三百七十六
令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日	令和七年二月十四日

告 示

埼玉県告示第百二十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

猪俣 俊晴	久保田 達巳	上林 潔	楠元 恵一	渡邊 文絵	医師の氏名
視覚障害	肢体不自由、じん臓機能障害、呼吸器機能障害	視覚障害	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
猪俣眼科医院	医療法人社団友希会 くぼた医院	医療法人社団豊栄会 松伏眼科クリニック	医療法人 蕨セントラル整形外科	医療法人啓仁会 所沢ロイヤル病院	医療機関の名称
所沢市小手指町三―三十一―十三	児玉郡上里町大字神保原町二千二百十八―一	北葛飾郡松伏町大字上赤岩八百四十一―一―二	蕨市中央一―十七―三十五クリエイトビル二階	所沢市北野三―一―十一	医療機関の所在地
令和七年二月二十一日	令和七年一月二十七日	令和七年一月一日	令和六年十二月三十一日	令和六年一月三十一日	辞退年月日

告 示

埼玉県告示第百二十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和七年二月二十一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

トーキョーメンキ株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市南区白幡六丁目十九番十六号

ハ 代表者の氏名

築地 和彦

ニ 許可番号

なし

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和七年三月十日から同年三月十四日までの五日間

四 処分の原因となった事実

トーキョーメンキ株式会社は、令和三年十二月から令和六年五月までの間に受注した民間工事の機械器具設置工事について、建設業法第三条第一項の政令で定める軽微な建設工事の金額以上の工事を複数請け負っていたことは、同法第三条第一項に違反し、同法第二十八条第二項第二号に該当する。

告 示

埼玉県告示第百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県立嵐山史跡の博物館及び埼玉県立加須げんきプラザにおいてキャッシュレス決済を利用して納付される使用料、手数料、売払収入及び雑入	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目四番一号 株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長 福岡 聡 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目二番三号 株式会社アプラス 代表取締役社長 嶋田 貴之 東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好	令和七年三月一日から令和十年十月三十一日まで

二 指定をした日

イ 株式会社埼玉りそな銀行 令和六年十二月六日

ロ 株式会社アプラス 令和七年一月十六日

ハ 株式会社ジェーシービー 令和七年二月五日

告 示

埼玉県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

狭山市

二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号、昭和五十年埼玉県告示第千三百八十一号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十三号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百七十九号、昭和五十八年埼玉県告示第千六百六十二号、昭和六十一年埼玉県告示第四十一号、昭和六十二年埼玉県告示第五百六十二号、昭和六十三年埼玉県告示第七百六十六号、平成元年埼玉県告示第四百五十六号、平成四年埼玉県告示第四百九十二号、平成六年埼玉県告示第四百一十一号、平成十一年埼玉県告示第二百六十四号、平成二十年埼玉県告示第三百八号、平成二十五年埼玉県告示第四百十三号、平成二十七年埼玉県告示第三百十六号、平成三十一年埼玉県告示第二百四十三号、令和二年埼玉県告示第二百四十七号及び令和五年埼玉県告示第三百八十七号の事業地に狭山市入間川字リ、字ヌ、字ル、字ヲ、字ワ、字カ、字ヨ及び字ク、大字北入曾字北入間野、大字青柳字第六天北後、大字根岸字三王塚、大字下広瀬字西野の各一部を加え、狭山市狭山、沢、鶴ノ木、入間川字上中原、字中原、字沢久保、字下向沢、字沢台、字下窪、字井戸窪台、字中平野、字下平野、字ロ、字ニ及び字レ、大字北入曾字三芳野、字下原、字堀難井、字入間野及び字南入間野、大字南入曾字北流、字西ノ前原、字町屋道、字

中原、字北ノ前、字上之原、字屋敷裏、字出口、字桑原、字的場、字故戦場及び字稻荷前、大字水野字本堀、字月見野及び字逃水、大字加佐志字天沼、字本開、字普門寺及び字下向、柏原字下田、字小山上、字英、字上宿、字上沢、字宮原、字城ノ越、字御所ノ内、字後下河内、字宮林、字上ノ原、字半貫、字南本宿、字中本宿、字早道場、字西宿田及び字宿田川原、大字下奥富字前田、字三島木、字亀井、字西方、字小袋、字吹上、字芝、字稻荷上及び字坂上、大字上奥富字刈畑、字上三田、字上川原、字川原新田、字竹ノ花、字平塚及び字新堀、大字青柳字旭台、字六万坊、字三ツケ久保、字東丸山、字西丸山、字毛無、字西馬知屋敷、字東馬知屋敷、字新屋敷、字台、字苗間及び字新屋敷前、大字堀兼字雪見台、字月見台、字広野、字芳野、字旭野及び字西平野、大字根岸大道東、大字下広瀬字拓富、大字上広瀬字霞ヶ丘及び字上ノ原、大字笹井字八木、笹井一丁目の各一部において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合

誠

柿木町蒲生線	路線名
越谷市蒲生本町三六番三地从 同市蒲生本町三六番五地先まで	供用開始の区間
令和七年二月二十八日	供用開始の期日
令和六年九月三日付け埼玉 県越谷県土整備事務所長告 示第十七号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長二〇・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和六年七月十九日

指令川建セ第〇六〇〇六〇号

二 検査済証番号

令和七年二月二十日

川建セ第〇六〇一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字如意字熊野九百六十八番四十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県富士見市鶴馬三丁目二十番十六号

田中 久佳

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十三年十二月十七日第七百十号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第二号	取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消しに係る道路の種類
令和七年二月十八日	指定の取消しの 年 月 日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚七千八百八十二丁 二、七千八百八十三、七千三百六十二の各一部	指定の取消しに係る道路の位置
三十六・八七	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十五年三月十二日第百六十六号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第三号	取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消しに 係る道路の種類
令和七年二月十八 日	指定の取消しの 年 月 日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚七千八百八十二 一、七千八百八十二の各一部	指定の取消しに係る道路の位置
十六・五〇	指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十四年三月十四日第三十一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第九号	取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の取消しに 係る道路の種類
令和七年二月十 九日	指定の取消しの 年月日
埼玉県飯能市大字双柳字東原九五六一二、九五八一 二、九五八一三、九五八一六、九五八一七及び九五 九一三の各一部	指定の取消しに係る道路の位置
五十・〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和七年二月三日

指令川建セ第〇三〇一五二号

二 検査済証番号

令和七年二月二十五日

川建セ第〇六〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字猪俣字桐ヶ谷千八百四十七番、千八百四十八番、千八百五十二番、千八百六十四番、千八百四十八番二、千八百五十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西早稲田二丁目一番二十三号

東世紀商事株式会社 代表取締役 清原 真理子